

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」
の一部改正について

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定



厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成 10 年厚生省告示第 130 号）の一部改正（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 179 号）等に伴い、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 26 年 3 月 31 日付け科発第 0301 第 3 号厚生科学課長決定）を下記のとおり一部改正する。

記

改正後	改正前
<p>はじめに (適用) 【略】 (用語の定義) 【略】 (1) 競争的資金等 厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「厚生労働科学研究費補助金等」という。）。 なお、平成 27 年度以前においては、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費（補助金及び委託費のいずれをも含む。）及び独立行政法人医薬基盤研究所が所管する先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業とする。</p> <p>(2) 機関 上記（1）の競争的資金等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等。なお、厚生労働科学研究費補助金等が研究者に対して配分される場合においては、当該</p>	<p>はじめに (適用) 【略】 (用語の定義) 【略】 (1) 競争的資金等 厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費（補助金及び委託費のいずれをも含む。）及び独立行政法人医薬基盤研究所が所管する先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業。</p> <p>(2) 機関 上記（1）の競争的資金等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等。なお、厚生労働科学研究費等が研究者に対して配分される場合においては、当該研究者</p>

研究者が所属する機関をいう。)

(3) 配分機関

上記(2)の機関に対して、上記(1)の競争的資金等を配分する機関。

(4) 構成員

【略】

(5) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)も挙げられるが、これらについては、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

【以下、略】

が所属する機関をいう。)

(3) 配分機関

上記(2)の機関に対して、上記(1)の競争的資金等を配分する機関(厚生労働省、独立行政法人医薬基盤研究所)。

(4) 構成員

【略】

(5) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)も挙げられるが、これらについては、「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」(平成19年4月19日付科発第0419003号厚生科学課長・医政病発第0419001号国立病院課長決定)において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

【以下、略】